

介護分野

就職支援金

～ 貸付制度のお知らせ ～

「介護分野就職支援金貸付制度」は、国と秋田県の補助を受け、秋田県福祉保健人材・研修センターが、介護分野への就職をサポートする制度です。

対象

次の①～③までの要件をすべて満たす方

- ① 介護職員初任者研修以上の研修を修了した。
(研修を受講中の方、受講予定の方もご相談ください。)
- ② 秋田県福祉保健人材・研修センターに予め「介護分野就職支援金利用計画書」を提出(裏面参照)した。
- ③ 秋田県内の介護施設・事業所^{※1}において介護職員として就職した若しくは就職することが決まっている。

※過去に「離職介護人材再就職準備金」または「障害福祉分野就職支援金」を利用したことがある方は、対象外となります。

貸付条件

金額

総額

20万円以内
(一人当たり一回限り)

利子

無利子

※1 居宅サービス等(介護保険法(平成9年法律第123号)第23条に規定する居宅サービス等をいう。)を提供する施設若しくは事業所又は第一号訪問事業(同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。)若しくは第一号通所事業(同号ロに規定する第一号通所事業をいう。)を実施する施設若しくは事業所をいいます。

貸付対象となる経費

介護施設・事業所に新たに就職する際に必要となる費用で、次のようなものが対象となります。

※この他にも対象となる場合があります。

詳細については、下記の番号までお問い合わせください。



子どもを預けるための費用



研修受講料や参考図書費等



通勤用自転車・バイク等購入費



転居に伴う費用



介護ウェアなどの業務用被服費

返還免除条件

返還免除条件は次のとおりです。

秋田県内の介護施設・事業所で、2年間継続^{※3}して介護業務に従事すること

※3 負傷や疾病等、やむを得ない事由により休職・離職した場合は、休職・離職前と復職後に従事した期間と合算して2年間に達した場合に返還が免除されます。

「介護分野就職支援金利用計画書」の提出について

右のQRコードを読み取り、様式をダウンロード・印刷して、必要事項を御記入の上、提出してください。



お問い合わせ先

秋田県福祉保健人材・研修センター

〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館5階

TEL.018-864-3500 FAX.018-864-2877